

令和5年9月7日

①学校名:	北海道医療大学大学院		②所在地:	北海道石狩郡当別町金沢1757		
③課程名:	看護福祉学研究科看護学専攻高度実践コース(ナースプラクティショナー養成課程)		④正規課程／履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	H22.4.1
⑥責任者:	看護福祉学研究科長 三国 久美		⑦定員:	5名	⑧期間:	2年間
⑨申請する課程の目的・概要:	<p>高度の学識と技術力を持つ高度専門職業人を養成することにより、地域文化に根差した住民の健康と生活の質向上に寄与することを目的とする。具体的には、地域において、疾病の予防からその回復までのプライマリ・ケアを総合的・継続的に担うことができるナースプラクティショナーの育成を目指す。ナースプラクティショナーとは、医師と協働して医療の提供を行う看護師であり、高度な病態生理学の知識、フィジカルアセスメント、薬理学の知識を基盤とした活動を行う高度実践看護師である。技術教育の一環として、厚労省で定められている看護師の特定行為研修を本課程の中で実施する。特定行為は、全21区分38行為あるが、本学では、プライマリ・ケアの現場に必要な、13区分23行為を習得できるようにプログラムを構築している。</p>					
⑩④テーマへの該当の有無	地方創生 (地域活性化)	⑪履修資格:	<p>看護師免許を有し、3年以上看護職に従事している者かつ、下記の要件のいずれかを満たしている者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大学を卒業した者</li> <li>(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者</li> <li>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</li> <li>(4) 文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)を修了した者</li> <li>(5) 文部科学大臣の指定した者</li> <li>(6) 本研究科が個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</li> </ul>			
⑫対象とする職業の種類:	看護師(看護師免許を有し、3年以上看護職に従事している者)					
⑬身に付けることのできる能力:	<p>(身に付けられる知識、技術、技能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域アセスメント、医療安全、エビデンスに基づいた医療の提供、疾病予防・管理、病態生理学、薬理学、ヘルスアセスメント、看護倫理等の知識</li> <li>・厚労省の定める看護師の特定行為の中から、以下の13区分(23行為)の習得</li> <li>・呼吸器(気道確保に係るもの)関連</li> <li>・呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連</li> <li>・ろう孔管理関連</li> <li>・栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連</li> <li>・栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連</li> <li>・創傷管理関連</li> <li>・動脈血液ガス分析関連</li> <li>・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連</li> <li>・感染に係る薬剤投与関連</li> <li>・血糖コントロールに係る薬剤投与関連</li> <li>・循環動態に係る薬剤投与関連</li> <li>・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連</li> <li>・皮膚損傷に係る薬剤投与関連</li> </ul>		(得られる能力)	<p>エビデンスに基づいた医療の提供、チーム医療提供、リーダーシップ、倫理的意思決定、地域アセスメント・問題解決能力、高度な病態治療の知識、高度なヘルスアセスメント、疾病予防・健康の増進、実践研究以上的能力</p>		
⑭教育課程:	<p>「高度実践看護学特論Ⅰ・Ⅱ」で、高度実践看護の基盤となる知識、技術を学ぶ。合わせて、「病態生理学論」、「薬理学特論」、「ヘルスアセスメント特論Ⅰ・Ⅱ」で基礎的な医学的知識・技術を学ぶ。「高度実践看護演習Ⅰ・Ⅱ」で、厚労省の定める特定行為の演習部分を行う。「看護倫理特論」及び「コンサルテーション論」において、臨床現場における倫理的意思決定能力、問題解決能力を養う。「研究方法論」にて実践研究に必要な研究方法の基礎を学び、「看護学課題研究又は臨床看護学課題研究(いづれか選択)」で修士論文を作成し、課題を発見しその課題に向けて研究の手法に基づき問題解決へつながる方策を見出す能力を養う。「臨地実習Ⅰ～Ⅳ」において、医療施設での臨地実習を行い実践能力を身に付ける。</p>					
⑮修了要件(修了授業時数等):	必修科目47単位を含む所定科目についてすべて履修修得し、必要な研究指導を受け、修士論文の審査および修了試験に合格すること。					
⑯修了時に付与される学位・資格等:	<p>看護学修士・厚生労働省指定の看護師特定行為研修修了証 (学位):修士(看護学) (資格等):特定行為に係る看護師の研修制度の研修修了認定(修了証) 日本NP教育大学院協議会認定のNP資格審査の受験資格</p>					

⑪総授業時数:	67 単位	⑬要件該当授業時数:	57 単位	該当要件	企業等 双方向 実務者 実地	⑭要件該当授業時数 ／総授業時数:	85%
⑫成績評価の方法:	科目試験、実技試験、レポート、プレゼンテーションの内容など総合判定で成績評価を行う						
⑬自己点検・評価の方法:	研究科として、定期的に大学自己点検評価委員会の下で、自己点検評価を行っている。また、特定行為研修管理委員会を組成し、外部委員を含めたメンバーで委員会を構成する。その中で、カリキュラムの内容、評価方法等の点検・評価を行う。						
⑭修了者の状況に係る効果検証の方法:	年一回修了生の就職状況および実際の活動状況(内容)に関する調査を実施し、本課程における教育内容が学生のニーズに合致しているか検証を行う。						
⑮企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成)            前述の特定行為研修管理委員会の外部委員として、北海道看護協会の代表者1名(看護師)、北海道医療センターの医師1名、そして市立札幌病院の薬剤師1名に委嘱し、教育課程の編成に関しての意見を聴取する。</p> <p>(自己点検・評価)            特定行為研修管理委員会の外部委員に、本課程の評価実施をお願いする。</p>						
⑯社会人が受講しやすい工夫:	サテライトキャンパスでの開講、夜間・土日開講、集中講義実施、Web-Learningの活用、長期履修制度の導入						
⑰ホームページ:	(URL) <a href="http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/">http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/</a>						

事務担当者名:	菊地啓之	所属部署:	学務部看護福祉学課
連絡先:	(電話番号) (E-mail)	(0133)23-1211(内線2167) <a href="mailto:nskyomu@hoku-iryo-u.ac.jp">nkyomu@hoku-iryo-u.ac.jp</a>	

\* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

\* 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。